

■ 令和5年度 第1回児童福祉専門分科会

日 時：令和5年8月30日（水）

会 場：市役所6階 第1委員会室

（会長・副会長の選出の後、新潟市子ども条例に基づく事業の進捗について説明）

（会 長）

感想を言わせてもらってよろしいでしょうか。

子どもの権利の中で、子どもが守られる存在であるというような権利、子どもは守られるべき存在であると。守られる権利があるんだよというのは、わりと社会全体で今までも認識があったけれども、やはり子どもの権利条約の中で、意見表明権が子どもの基本的な権利だということが推し進められてきたのです。やはり30年たってもその辺はあまり具体化されていなかったのを、今、ご説明をお聞きすると、権利擁護機関についても、子供たちにどういふ機関であってほしいとかいうような形で、意見をお聞きするようなことを具体化されている、とても素晴らしい取組だと思いながらお聞きさせてもらいました。

（保苺委員）

先ほど委員長がおっしゃったように、私も委員に入っているのですが、今のお話の中で、本当に子供たちが、意外と聞くいろいろなことを言ってくれるというのが、先ほどの区長の会とか、いろいろな事例があつて、子ども同士の話の中でも本当に具体的に、子供たちは意外と考えているんだなというのが、私も委員をやっていてすごく感じました。本当にこういうようなことがもっともつとついろいろな場でできたら、本当に子供たちの意見も吸い上げることができて、そしてそれを大人が噛み砕いて、そして世間に広めていくというふうなことが、本当に実現するのではないかなと私自身も委員をやったと思いました。

（会 長）

ありがとうございます。ほかにご意見はございませんでしょうか。

いろいろな意見を聞いてもらうということで、自分の意見が取り入れられると、相手に対する尊敬というか、そういうことも生まれるのでとてもいい、地域課題についてもというので、期待される部分かなと思います。

（保苺委員）

大谷さんがおっしゃったように、子供たちにとっては、こういうふうなことを教育というか、いろいろな啓発することによって当たり前になるのですけれども、私たち大人が子ども

なんてきみたいな、そういうことではいけないということで、大人に対する啓発ということがすごく重要になってくるのではないかと考えています。

(会 長)

つい親の立場になると、子どもが失敗しないように先回りして言うてしまう。だからその辺を、子どもがきちんと意見が表明できるようなものを、私たち大人が作っていくことが大事だと思って、素晴らしい計画、それからそれぞれの年齢別の子ども条例のパンフレットなども、素晴らしい構成になっていると思って見させていただきました。

(細野委員)

1点だけ。確認といたしますか、子ども条例ができてから1年数か月たって、やっていると思うのですが、1年目と2年目というのは、1年目はどこから手をつけていいのかとか、どの辺からスタートしていけばいいのかとか、行政的にもいろいろとあったと思うのですが、1年目終わりました、その課題を踏まえてどういうふうに2年目をスタートして、どの辺のところの方がより強く、擁護機関は来年度の設置に向けてという話がありましたけれども、その辺の部分があったらお聞かせいただきたいのですが。

(事務局)

委員おっしゃるとおり、1年目は本当に子どもの権利推進委員会をまずスタートさせるところからのスタートですので、いきなりいろいろなことをやるというのが、なかなか難しいスケジュール感ではありました。ただ、昨年度から条例ができたことによって、5月の児童福祉週間が子どもの権利推進週間もなったり、そういうふうな昨年度からの変化は春のうちからありましたので、そこに合わせてとにかく条例の周知、啓発をまずは始めないといけないということでの取組をしておりました。

子供向けのこういったパンフレット、こちらですが、これもできれば夏休み前に届けたい。納品をして子供たちにもパンフレットを送りたいということでやっていたのですが、なかなかデータは何とか完成したのですが、紙の印刷までとなると、夏休み前は残念ながら間に合いません、でもタブレット端末にデータを夏休み入る前に送るということは何とかできまして、その後、紙のものはお配りしたとか、そういった形で昨年度、手前味噌ながらというか、よくそんなスピード感でできたと思うくらい、春に条例がスタートしてからの取組を何とかハイペースでやっていたと思います。

今年度2年目となりますので、一番大きいのは、昨年度1年間かけて子どもの権利推進委員会でもんでいただいて、計画が出来上がったというのがございますので、条例の理念というのはもちろんですし、実際の計画に基づいて自治体が動き出すんだという、はっきりした裏付けというか後ろ盾があつての、さまざまな行動がとれるという形になりましたので、役

所の中の子ども未来部以外の部署に対しても、こういうことで動いていくんですよということをはっきりと呼びかけるとか、幹部職員に伝えるとか、そういった動きが、今年度入って早い段階から取れていると思います。

(会 長)

ありがとうございました。

(小柳委員)

子ども条例のパンフレットは、毎年1回配布するのですか。

(事務局)

こちらですね。実は、データとしては常に取れる状態に子供たちはなっているわけですが、紙のものについては、一応すべての市内の小中高校生には昨年度1回行きわたっていますので、同じ中高生向けなのです。そんなわけで中学1年生と小学校1年生、新入学の子たちだけ今年度お配りしたということになっております。

ちなみにですが、こちらのパンフレットを作る際にも、小学生向けは小学生から意見をもったり、中学生、高校生からも意見を出してもらって、イラストをこうしたほうがいいのか、表現をもっとこうしたほうがいいのか、いろいろな意見を出してもらって、それを反映させられるものは反映させて作ったというものになっております。

(小柳委員)

子ども条例がタブレットに入っているということなのですけれども、学校で時間の中でやっていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

学校を通じてすべての小中学生、高校生に配ってもらった、紙のものですね、配ってもらったのですけれども、やはり説明をしたり、これを題材にして話をしたりしながら配っていただきたいというふうにはお願いはしたのですが、そこは当然すべての先生がそういうふうに行けるといっていただけではなく、温度差というか、しっかり話をしたり教材にしてくださった方もいらっしゃれば、ほぼ普通の配布物ということになってしまったところもあったかもしれないのですけれども、ただ、データという形でいつでもここで見るように今はなっていますので、教育委員会とか校長会ですとか、そういったところでもこれをもっと活用していきましょうよという話は、その後も何度かさせていただいていますので、1回配って終わりという形にはなっていないことを願っています。

(小柳委員)

私の認識不足なのですけれども、これのアプリみたいなのはあるのですか。新潟市の中で子ども条例というのが、こうやると出てくるのですか。

(事務局)

市のホームページからもこのデータが取れるようになっております。

(会 長)

実際に子ども条例が手渡されるのは、小学生以上ということですよ。

(事務局)

そうですね。未就学のかたがたは、大人向けという一般にいろいろなところに、ご自由にお持ちくださいに置いたりもしているのですけれども、大人向けのパンフレットを未就学の、幼稚園、保育園の保護者の方にはお配りしています。

(会 長)

昨年、新聞報道等で不適切保育の話題は、子どもの権利の観点から見ると、ゆゆしき事態だったと思うので、その辺は保育士たちの研修にもこれは使っていたというところでよろしいわけですね。

(事務局)

保育課でございますが、昨年度中、認可外保育施設のほうで不適切がございました。それに対応しまして、昨年度中、コロナが終息ではない中ではありますので、集合という形では難しかったですけれども、全保育施設、私立、市立合わせて、すべての保育施設の職員向けに動画を作成しました。不適切保育を防止するところの動画を、保育課とそれから子ども政策課と合わせて、特に後半は子どもの権利条例の説明も入れた形のものを作って、YouTubeチャンネルに登録して、期間を定めましたが、自由に見ていただくような形の研修を行いました。

また、今年度に入りまして7月の中旬に、同じく保育施設の職員向けの研修の中で、やはり不適切保育の防止ということですが、県立大学の小池先生から、特に子どもの権利のところをしっかりと押さえた保育を行うことが、不適切保育の防止になるというポイントを押さえた内容での研修を、これはオンラインという形でしたけれどもさせていただいたところで、そういった日々の保育の中で、非常に追われる形ではあるけれども、大人の目線ではなく子どもの権利、子どもが真ん中というところを押さえて保育をしていただければ大丈夫ということ、かなりすぐに新聞報道になってしまいますので、保育が萎縮してはいけないということも我々伝えていきたいことではありますので、そうでなくて子どもの権利を大切にという心持ちと視点があれば、適切に行われていくということを伝えていくという形での研修を実施しているところでございます。

(会 長)

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

(小柳委員)

ここに載っていない、こちらに載っていることを聞いてもいいですか。4つの権限の中の一つ。説明はこれで終わると。

(会 長)

条例に基づく事業の進捗についてはこれで終わりました、ご質問があるということで。

(小柳委員)

この4番目に、母子、父子、寡婦福祉資金の貸付の取りやめに関する事項と出ているのですけれども、取りやめということは廃止なのですか。これは初めて見たので、お聞きしたいのですが。

(事務局)

かつてこの議案を議事にしたことは多分ないと思います。社会福祉法かな。

(小柳委員)

継続されているということでもいいのですか。

(事務局)

事例としては載っていますけれども、施行令第13条に、こういうものは載っていますが、記憶を、私の知るかぎりではいまだかつてないはずです。

(小柳委員)

びっくりして、取りやめに関する事項とあったから、いつのまにか取りやめになったのかなと思って。

(事務局)

それはないです。もし貸付を取りやめている事例があれば、諮る必要はあると思いますけれども、いまだかつてそれは聞いたことはないです。

(小柳委員)

これもやはり大事な項目なので。これだけ見たらびっくりして、え？ と思ひまして。

(事務局)

確かに貸付が取りやめとなれば、相当大ごとですから、そういう場合は、こちらの審議会に諮ってからちゃんとやってくださいということの趣旨だと思います。

(会 長)

施行令だと、資金を借りた方が目的外使用とか、不正な手段でこれを借りたというような事例があれば、こちらで諮られるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

だと思いますが。いまだかつて事例がないので、もし大ごとになれば皆さんに相談させて

いただきます。

(会 長)

よろしいでしょうか。

それでは引き続いて、次第にはございませんけれども、今日机前にお配りされております資料2の母子生活支援施設「さつき荘」の改廃検討についてというのが机前にあるかと思っておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

(母子生活支援施設「さつき荘」の改廃検討について説明)

(会 長)

ありがとうございました。ただいまのご説明に対してご質問等ありませんでしょうか。

(細野委員)

今、現状の部分だとは思いますが、指定管理者とのこの間の改廃についてのやりとりといいますか、その辺の意見交換は行っているのでしょうか。

(事務局)

今現在、指定管理者は社会福祉協議会ですが、ここまで何度か意見交換等をしております。

(細野委員)

ある程度老朽化の部分があるので、基本的に市としては母子の施設が必要になる中で、ふじみ苑を中心にしてやっていくのかなというイメージになりますけれども、イメージとしては今のところそんな感じということでよろしいですか。

(事務局)

そうですね。近い将来的には今のふじみ苑、3番の入居世帯数の推移を見ても分かる通り、ふじみ苑の定員数を超えることは今のところない状況ですので、ふじみ苑で入居がまかなえればなど思っていますが、当然、我々今、改廃に関する判断材料がないので、あくまでこれから検討という形になります。

(会 長)

今後の検討の進め方で、ほかの政令市というようなお話も出ましたが、母子生活支援施設、児童福祉施設ですけれども、やはりピークのころの3分の1くらいに、全国的にも減少して、全国的な母子生活支援施設の箇所数も時代のいろいろな中で変わってきていると思うのですが、全国的な傾向と、また一方ではDVの方たちが半数以上、入居者に占めているのですが、DV相談件数はものすごく上がったけれども、児童虐待検査が上がったりして、潜在的なニーズと実際の空き室率に非常に乖離がありますよね。その辺が

もう少し、分かるようなものを出していただければ、検討のときにも助かると思うのですが、でも。また、その辺は関係機関の皆さまが、もしかしたら肌感覚で相談の中身とかをお聞きしながら、感じていらっしゃるかもしれませんが、そこら辺も聞いていただければありがたいと思います。

(事務局)

分かりました。会長がおっしゃるとおり、全国的には戦後に戦災で旦那さんを亡くされた方を入れる、いわゆる母子寮という形で始まったところが多いと思いますので、そこが老朽化を迎えて施設廃止ということもあるのだと思います。それからDVの相談件数が増えているのは、報道でご存じのとおりだと思いますし、その辺の基礎資料は当然集めていきながら、我々例えば区役所にいる相談員の肌感覚、それからなぜなかなか、特に新潟市内の方が入居に結びつかないのかというあたりも、さすがにヒアリングをしないと、机上のデータでは無理かなと思いますので、現場の声を大事にしながら資料を作っていきたいと思います。ありがとうございます。

(会長)

当時、ピーク時にはたくさんあった時代に比べれば、公営住宅で母子世帯が優先入居とか、保育機能がかなり充実してきたとか、いろいろな背景があろうかと思っておりますので、そこらへんを幾つか挙げていただければ助かると思います。

(事務局)

承知しました。

(会長)

よろしく願いいたします。

ほかに皆さんご意見いかがですか。なければ、この議事は以上ということで進行を事務局へお返しします。

(細野委員)

その他なのですが、社会福祉審議会全体の分科会の議論の内容の部分ですけれども、権限というところで、先ほども少しお話がありました4点、この分科会にはかかるというところでもあります。この中で、私は前回もこの分科会に参加させていただきましたが、議論というか議案に上がったのは、保育所の設置の可否だったのかなと思っています。そういった中で、これだけ児童福祉にかかわるところの権限がある中で、今回は初めて母子福祉施設の部分を議案として上げていただきましたけれども、この分科会でこういったものを、この4つですと、一番下はクリアになっていますけれども、どこまで具体的に、何を、この分科会で議論したり、決定していくのかというのが見えないのですけれども、その辺事務局として、こど

も未来部全体がかかわっていくと思うのですけれども、こういった部分でこの3年間をこの分科会で議論していくのかということをお話を聞きたいと思います。

(会 長)

事務局、よろしく願いいたします。

(事務局)

過去、私が以前子ども未来部にいたときには、児童福祉施設の基準条例を作ったことがあって、それについては皆さんにお諮りしながら進めていたというのがあります。その時代からすると、今、皆さんご存じのすこやか未来アクションプラン、子ども子育ての計画ですけれども、そこは今、子ども子育て会議という別な審議会ができていますので、そことの関係性もあるので、そのあたり、事務局みんなで相談して整理したいと思いますので、宿題とさせていただきます。申し訳ありません。

(会 長)

よろしく願いいたします。

それでは事務局へお返しします。

(事務局)

委員の皆さまありがとございました。最後に事務連絡をいたします。今ほどお話もありましたけれども、次回の児童福祉専門分科会の開催につきましては、現在のところは3月ごろを予定しております。日程につきましては改めて連絡をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

うちの準備状況によっては、臨時でやらせてください。申し訳ありません。

以上をもちまして、本分科会を終了したいと思います。本日はまことにありがとうございました。